

## 誓約書

申請者 \_\_\_\_\_ は（以下「甲」という）は、中間支援団体：特定非営利活動法人フローレンス（以下「乙」という）の公募する「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」（以下「本事業」という。）の助成申請、助成金の受領、並びに本事業の実施に関し、以下の各事項を誓約いたします。

1. 本事業について、以下のいずれにも該当しないこと。
  - 1.1. 法律・公序良俗に反する活動
  - 1.2. 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
  - 1.3. 個人的な活動や趣味的なサークル活動
  - 1.4. 政治活動や宗教活動を目的とする活動
2. 団体について、以下のいずれにも該当しないこと。
  - 2.1. 宗教活動、政治活動（政策提言活動は除く。）を行う団体でないこと。  
ただし、甲が宗教活動と本事業の両を行う事業者であって、本条第3項に示す区分経理処理を行うことができる場合は、その限りではない
  - 2.2. 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと
  - 2.3. 本事業の他に宗教活動を行う団体の場合は、本事業と他の事業を区分して会計処理できること
3. 本事業の実施に際し以下のいずれかに該当するおそれがある場合には、乙に通知し事前承認を得ること。
  - 3.1. 本事業を中止し、又は廃止する場合
  - 3.2. 本事業に要する人件費の額が、承認された計画額の130%超となる場合
  - 3.3. 本事業に要する消耗品費の額が、助成決定額の総額の3割以上になる場合
  - 3.4. 本条に列挙する事象以外に、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
4. 本事業にかかる帳票類の保管に際し、以下を遵守すること。
  - 4.1. 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の

中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

- 4.2. 処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管すること。
  - ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
  - ・助成決定通知書
  - ・助成額確定通知書
  - ・事業完了報告書類一式（控え）
  - ・申請書（様式集）
5. 甲は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合（破産手続開始の決定及び事業の休止の場合を含む。）には、速やかに乙に報告して、その指示を受けなければならない。
6. 受領した助成金について、以下の事項について合意すること。
  - 6.1. 適切な管理や経理を行い、目的外に使用しないこと。
  - 6.2. 目的外の使用が認められた場合または不正受給が発覚した場合は、助成金の返還に応じること。
7. 以下に定める規程を遵守すること。
  - 7.1. 本誓約書で誓約した内容
  - 7.2. フローレンス「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」助成要領
8. 事業の助成実施に当たり乙が行う以下の事項について合意すること。
  - 8.1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
    - 8.1.1. 申請書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
    - 8.1.2. 甲が本誓約書に違反し、乙が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合
    - 8.1.3. 資金使途計画に基づく本事業の実施が困難になったと乙が判断した場合
    - 8.1.4. 社員総会、株主総会その他の意思決定機関の構成、役員の変動、経営者の変動等により、甲の実質的支配関係が変化し、本助成金の交付決定時点における甲との同一性に重大な変更が生じたと乙が判断した場合
  - 8.2. 乙が前項に基づき本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに甲に対して本助成金を交付しているときは、乙は甲に対し、

期限を定めてその取り消した部分の本助成金の返還を求めるものとする。

8.3. 甲は、前項の規定により本助成金の返還を求められた場合は、定められた期限内に当該助成金を返還しなければならない。

8.4. 前三項に定める措置は、乙の甲に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

9. 本事業についてのプレスリリースその他広告宣伝活動をおこなう際に、乙の法人名やロゴマークを掲載する場合には、あらかじめ乙の書面又は電磁的方法による同意を得るものとする。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

団体名

代表者名